

第三債務者が差押債務者に対する弁済後に差押債権者に対してした更なる弁済は、破産法 162 条 1 項の規定による否認権行使の対象とならない

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成 29 年 12 月 19 日

【事件番号】 平成 28 年（受）第 1797 号

【事件名】 否認権行使請求事件

【裁判結果】 原判決変更

【参照法令】 破産法 162 条 1 項、民法 481 条 1 項

【掲載誌】 裁時 1690 号 17 頁、金判 1534 号 14 頁、金法 2092 号 76 頁

LEX/DB 文献番号 25449126

事実の概要

Y は、A に対する貸金請求を認容する確定判決を債務名義として、A の勤務先 B に対する給料債権の差押えを申し立て、平成 22 年 4 月、これを認容する債権差押命令（以下「本件差押命令」という。）が B に送達された。

しかし、B は、その後も、A に対し、その給料債権の全額の弁済をした。Y は、平成 25 年 10 月頃、A の給料債権のうち本件差押命令により差し押さえられた部分（以下「本件差押部分」という。）の支払を求める支払督促を申し立てた。B は、督促異議の申立てをする一方、平成 25 年 10 月から平成 26 年 1 月までの間に、A に支払うべき給料から合計 26 万円を控除して、Y に対し、これを本件差押部分の弁済として支払った（以下、この支払を「本件支払 1」という。）。上記の申立てに係る督促事件が督促異議の申立てにより移行した訴訟において、平成 26 年 2 月、B が Y に対し本件差押部分の弁済として 141 万 8,905 円を支払うことなどを内容とする和解が成立し、本件会社は、同年 3 月、Y に対し、これを支払った（以下、この支払を「本件支払 2」という。）。

A は、平成 26 年 12 月、破産手続開始の決定を受け、X が破産管財人に選任された。本件は、X が、本件支払 1 及び本件支払 2 について、破産法 162 条 1 項 1 号イの規定により否認権を行使して、Y に対し、167 万 8,905 円及び法定利息

の支払を求める事案である。

第一審判決（東京地立川支判平 28・3・10 金判 1534 号 25 頁）は、X の請求を認容した。Y が控訴したところ、原判決（東京高判平 28・7・6 金判 1534 号 21 頁）は、本件支払 1 及び本件支払 2 は、いずれも A の財産である給料債権からの支払であり、これにより A の Y に対する貸金債務が消滅するから、破産法 162 条 1 項の規定による否認権行使の対象となるなどとして、X の請求を、法定利息の一部を除いて認容した。

これに対して、Y が上告受理の申立てをしたところ、最高裁は、本件支払 2 に係る部分に限って上告を受理した。

判決の要旨**1 主文**

原判決変更。

（第三債務者が差押債権者に対してした更なる弁済は、破産法 162 条 1 項の規定による否認権行使の対象とならない。）

2 理由

「破産法 162 条 1 項の『債務の消滅に関する行為』とは、破産者の意思に基づく行為のみならず、執行力のある債務名義に基づいてされた行為であっても、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものであれば、これに含ま

れると解すべきである（最高裁昭和38年（オ）第916号同39年7月29日第二小法廷判決・裁判集民事74号797頁参照）。しかるに、債権差押命令の送達を受けた第三債務者が、差押債権につき差押債務者に対して弁済をし、これを差押債権者に対して対抗することができないため（民法481条1項参照）に差押債権者に対して更に弁済をした後、差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、前者の弁済により差押債権は既に消滅しているから、後者の弁済は、差押債務者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものとはいえず、破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』に当たらない。

したがって、上記の場合、第三債務者が差押債権者に対してした弁済は、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、Bは、本件差押命令の送達を受けた後も、Aに対し、その給料債権のうち本件支払1に係る部分を除いた全額の弁済をし、これによりAの給料債権が消滅した後、更に差押債権者であるYに対して本件支払2をしたものであるから、本件支払2は、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないというべきである。」

判例の解説

一 執行行為の否認について

本件は、債務者Aの行為によらない差押債権者YのBからの取立て行為を偏頗行為否認の対象とするものであり、このような債務者の行為によらない執行行為が偏頗行為否認の対象となりうるかについては、古くから議論のあった点である。

破産法165条において、「否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行使することを妨げない。」と規定するが、これは新たな否認類型を創設したものではなく、否認権を行使するには、破産法160条、161条、162条などの各否認事由を定める条項の要件を満たす必要があると解されている¹⁾。

本件のように破産法162条1項の偏頗弁済行

為が問題となる事例においては、同条項が「破産者の行為」を否認の対象としているため、破産者Aの行為によらない差押債権者Yの取立て行為を偏頗行為否認の対象とできるか否かが問題となる。

債務者の行為によらない執行行為の否認の可能性については、最判昭39・7・29（集民74号797頁）が、「破産法72条第2号の債務の消滅に関する行為とは、破産者の意思にもとづく行為のみに限らず、債権者が強制執行としてした行為であって破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめる場合をも含むと解すべきであるから、本件強制執行の結果としてなされた弁済すなわち配当行為が同条の規定による否認権の行使の対象となる旨の原判決の判断は、正当としてこれを認容することができる」旨判示している。この判断は、その後旧破産法72条2号が改正され現行破産法162条等に改められたのちにおいても、先例としての意義をもつ²⁾。

本判決でも、最判昭39・7・29（集民74号797頁）と同様に、「破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』とは、破産者の意思に基づく行為のみならず、執行力のある債務名義に基づいてされた行為であっても、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものであれば、これに含まれると解すべきである」とした。

二 民法481条1項に基づく更なる弁済と偏頗行為否認の該当性について

1 本件における問題の所在

さらに、本件事案の特殊な点として、Bは、差押債権者Yの差押命令にもかかわらず債務者Aに給与の支払を行っていたため、民法481条1項に基づき、差押債権者Yに対して、さらに弁済することを余儀なくされた点について、その弁済行為が偏頗行為否認の対象となるか、すなわち、破産法162条1項にいう「債務の消滅に関する行為」に該当するかが問題となった。

否認が認められた場合には、差押債権者YのAに対する債権が復活し、BのAに対する求償権（民法481条2項）が消滅し、債権者の交替が生じるにすぎず、破産財産に属さない財産からの弁済のケース（第三者による弁済が行われたケースなど）

と同様に有害性を有しないのではないか、あるいは、既にAはBから弁済金（給与）の支払を受けているのであり、さらにBがYに対して弁済をしたとしても破産財団の減少を招来しておらず、有害性を有しないのではないかという問題意識である。

2 第一審判決（東京地立川支判平 28・3・10）の判断

第一審判決では、概要、以下のように述べて、偏頗行為否認の成立を認めた。

- ①本件各支払は否認権行使の対象となるかについて、Bによる本件各支払は本件差押命令に反するものであるから、BはYにその効力を主張することができず、Aの給与のうち本件差押部分をYに支払うべき義務を免れることはできないのであって（民法481条1項）、Bは、むしろAに対し、上記支払金相当額を不当利得として求償しうるものである（同条2項）。したがって、本件支払2についても、これがAの財産である給与債権からの支払であることは変わらないのであって、やはり否認権行使の対象となるというべきである。
- ②本件支払2が有害性のないものといえるかについて、Yは、本件支払2について否認権の行使が認められる場合には、Yが上記支払額の貸金債権の届出をすることとなり、これが認められない場合にはBが同額の不当利得返還請求権の届出をすることになって、否認権の行使の許否は債権者の交替を生ずるにすぎず、破産財団に増減はないと主張する。しかし、本件支払2に対する否認権行使が認められるか否かによって破産管財人が回収できる破産財団の金額は異なり、当然にYその他の破産債権者に対する配当率も異なることが明らかであるから、破産財団に増減がないとはいえず、Yの主張は採用することができない。
- ③また、本件支払2が有害性のないものといえるかについて、Yは、Aが先に本件支払2と同額をBから支払われてこれをBに返還していないのに、さらに否認権の行使を認めてYに本件支払2で受領した金額を支払わせ

ると、Xが本件支払2に係る金額を二重取りすることとなり、不当であると主張するが、Aは先に受領した金額については不当利得としてBに返還すべき債務を負っており、この不当利得返還請求権は破産債権となって破産手続以外では行使できず（破産法100条1項）、その優先弁済を受けること自体が破産法162条1項1号イの偏頗弁済として否認権行使の対象となりうるといった制約があるものの、これを保有する権限は有しておらず、本件支払2につき否認権行使を認めても二重取りを認めることにはならない。

3 原判決（東京高判平 28・7・6）の判断

さらに、原判決では、概要、以下のとおり述べて、第一審と同様に偏頗行為否認を認めた。

- ①本件各支払は否認権行使の対象となるかについて、本件各支払により、AのYに対する貸金等債務は消滅すると解されるから、Bの本件各支払は、Aの行為と同視することができるというべきであり、したがって、本件各支払は否認権行使の対象となる。
- ②本件支払2によって破産財団は何ら減少せず、本件支払2をAの行為に準じるものと解することができないというYの主張に対しては、本件支払2により本来破産財団に属すべき本件支払2相当額の金員が破産財団に帰属することなくYに帰属する以上、本件支払2によって破産財団の財産が減少したことは明らかである。
- ③本件支払2が有害性のないものといえるかについて、Yは、本件支払2に対する否認権行使が認められない場合には、Aが受領した本件支払2相当額が不当利得となるのに対して、同否認権行使が認められる場合には、前記の本件支払2相当額が不当利得とならないことを前提に、本件支払2に有害性がない旨主張するが、本件支払2に対する否認権行使が認められるか否かにかかわらず、Bは、Aに対し、民法481条2項に基づいて、本件支払2相当額についての不当利得返還請求権を有すると解されるから、前記のYの主張は、その前提を欠き、採用できない。

4 本判決の判断

本判決は、上記のとおり、まず、債務者の行為によらない執行行為の否認について、昭和39年最判を引用し、「破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』とは、破産者の意思に基づく行為のみならず、執行力のある債務名義に基づいてされた行為であっても、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものであれば、これに含まれる」としたうえで、有害性の有無という点を特に問題とすることなく、「債権差押命令の送達を受けた第三債務者が、差押債権につき差押債務者に対して弁済をし、これを差押債権者に対して対抗することができないため（民法481条1項参照）に差押債権者に対して更に弁済をした後、差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、前者の弁済により差押債権は既に消滅しているから、後者の弁済は、差押債務者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものとはいえず、破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』に当たらない。」とした。

有害性の有無の議論に立ち入らず、破産法162条1項の「債務の消滅に関する行為」の文言解釈により、偏頗行為否認の成立を否定したものである。

第一審判決及び原判決のいずれもが看過した「Bは、本件差押命令の送達を受けた後も、Aに対し、その給料債権のうち本件支払1に係る部分を除いた全額の弁済をし、これによりAの給料債権が消滅した」³⁾という事実に着眼し、上記問題の所在で述べた問題意識を前提に、実質的に有害性を害しないという価値判断が根底にあるものと思われる。

三 本件支払1との違い

本判決では、本件支払1に係るYの上告受理申立ては排除され、本件支払1は偏頗行為否認の対象となるという原判決が維持されている。

本件支払1は、単に差押債務者の財産に属する差押債権を、第三債務者が差押債権者へ支払ったものであり、まさに「否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき」（破産法165条前半部分）に該当し、差押命令に基づく取立て行為は、破産者Aの財産に属するBに対す

る給与債権をもって、Yに対する債務を消滅させるものであり、「破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるもの」である。

これに対し、本件支払2は、前記のとおり、差押命令の送達を受けたにもかかわらず、差押債務者に対して差押債権全額の弁済をし、被差押債権が消滅した後、民法481条1項により、その弁済を差押債権者に対して対抗することができないため、第三債務者が更に差押債権者であるYに対して支払をしたのである。破産者Aの財産に属する給与債権が消滅した後のものであり、既に破産者の財産に属しておらず（更なる弁済の原資が破産者に帰属しているということはない）、「破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめる」という関係にはない。

したがって、本件支払1と本件支払2に対する偏頗行為否認の成否が結論において異なることは何ら問題はない。

なお、否認の要件の判断基準時について、本判決は、債権者が実際に満足を得た時点（弁済金受領時）で判断することを前提としており、執行行為の申立行為時ではない⁴⁾。

●——注

- 1) 伊藤真『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）557頁、田原睦夫＝山本和彦監修／全国倒産処理弁護士ネットワーク編『注釈破産法（下）』（きんざい、2015年）1122頁〔高木裕康ほか〕。
- 2) 最判昭48・12・21集民110号807頁・金法714号39頁、最判昭57・3・30集民135号599頁・判タ505号268頁など。
- 3) 民法481条1項は、第三債務者による差押債務者への弁済は有効であるが、差押債権者には対抗できず、その限りで無効という相対的無効とするのが判例である。大連判明44・5・4民録17輯253頁、大判大2・4・12民録19輯224頁。
- 4) 本判決と同様の見解として、中尾彰「支払不能前の債権差押えと執行行為の否認について」判タ1342号31頁、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『破産実務Q&A200問』（きんざい、2012年）211頁〔佐藤潤〕など。なお、申立行為時とする見解として、伊藤真・前掲注1）560頁などがあるが、伊藤教授も差押命令に基づく取立ては弁済時を基準として否認の成否を決すべきであるとする（伊藤真・前掲注1）558頁）。